

告 示

埼玉県告示第四十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年一月十二日

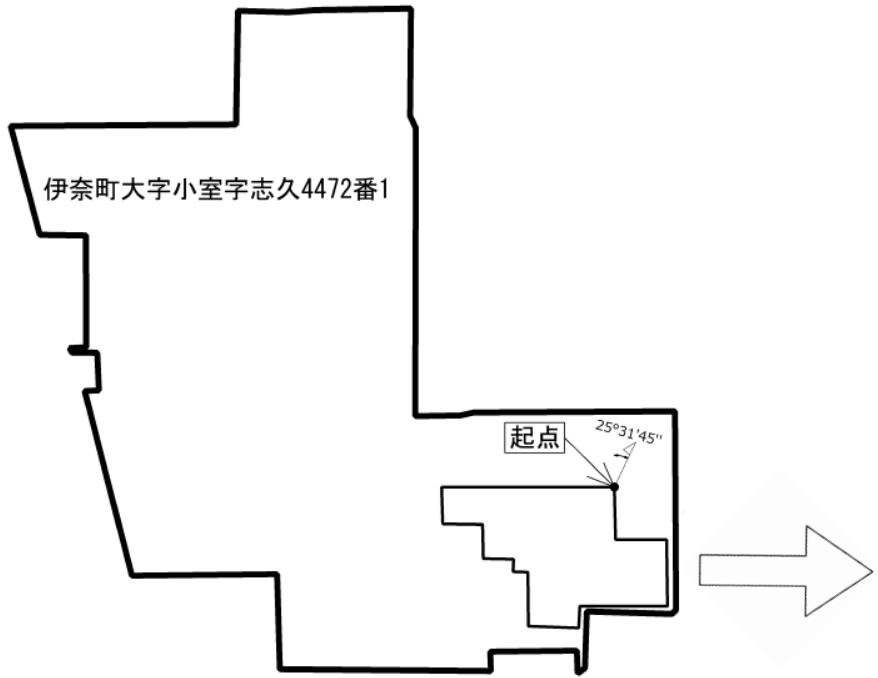
埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四千四百七十二番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

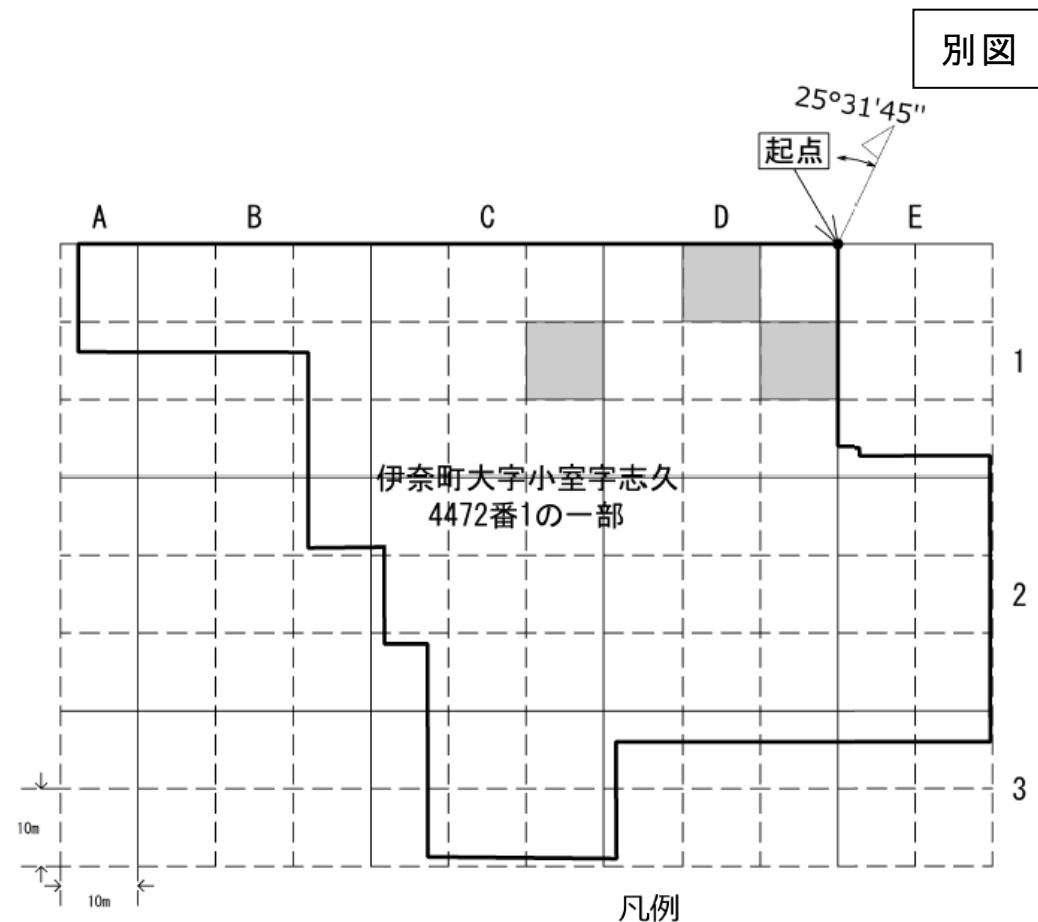


起点

起点は、埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久
4472番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。

【格子の回転角度（25度31分45秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



- 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 調査対象地
- - - 30m格子
- - - 10m格子
- 筆境界